

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年12月24日（令和6年（行個）諮問第231号）

答申日：令和7年10月31日（令和7年度（行個）答申第125号）

事件名：本人に対する労災保険給付の不支給決定に係る聴取書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる2文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和6年9月11日付け千労発基0911第1号により千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

部分開示とは言え、ほぼ全て黒塗りだった事が不服な為。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和6年7月5日付け（同月16日受付）で、処分庁に対し、法76条1項の規定に基づき、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求をした。
- (2) これに対し、処分庁は、令和6年8月13日付け千労発基0813第1号により、上記の開示請求について、法84条を適用し、同年9月14日までに相当部分について開示決定等を行い、残りの部分については、令和7年1月31日までに開示決定等をする旨、審査請求人に通知した。
- (3) 処分庁は、原処分をしたところ、審査請求人は、これを不服として同年10月8日付け（同月10日受付）で本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分にて不開示とされた部分のうち、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

３ 理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

（略）

（２）不開示情報該当性について

ア 法７８条１項２号該当性

（ア）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１及び文書番号２の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、当該情報は、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

（イ）別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるから、当該情報は、法７８条１項２号本文に該当し、かつ、同号ただし書きからハまでのいずれにも該当しない。

イ 法７８条１項７号柱書き該当性

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち文書番号２の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア（イ）で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災審査請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、法７８条１項７号柱書きに該当する。

ウ 新たに開示する情報について

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の③は、法78条1項各号のいずれにも該当しない情報であるため、新たに開示するのが妥当である。

エ 小括

上記ア～ウのとおり、原処分において不開示とした部分のうち、別表の（注）3に掲げる部分については、法78条1項各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示維持部分」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法78条1項該当号」欄に表示する各号に該当するから、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月24日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和7年1月22日 審議
- ④ 同年10月16日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を含む保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示するとし、その余の部分（別表の2欄に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）は不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）開示すべき部分（別表の4欄に掲げる部分）について

通番1の4欄に掲げる部分は、療養補償給付たる療養の費用請求書及び休業補償給付支給請求書（以下、併せて「請求書」という。）の診療担当者の証明欄に記載された医師の署名及び印影であり、法78条1項

2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

請求書は、労災保険給付を受けようとする者が、医療機関及び事業主から証明を受けて、労働基準監督署に提出するものとされている（労働者災害補償保険法施行規則12条の2及び13条）。

このため、請求書に記載された医師の署名及び印影は、審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条1項2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法78条1項2号該当性について

通番3の不開示維持部分は、聴取書に押印されている審査請求人以外の個人の印影であり、法78条1項2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、法78条1項2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分の開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条1項2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法78条1項7号柱書き該当性について

通番2の不開示維持部分は、特定労働基準監督署の調査官が関係者から聴取した聴取書の記載であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示すると、労災給付請求者等からの批判等を恐れ、被聴取者が自身の認識している事実関係等について率直な申述や意見を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条1項7号柱書きに該当し、同項2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、労災保険給付の不支給決定に係る審査請求に関して、千葉労働者災害補償保険審査官による決定を不服として、審査請求人から労働保険審査会に再

審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが、原処分後に送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時には、当該事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該事件プリントの送付により、当該事件プリント記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該事件プリントにより審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項2号及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同項2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同項2号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

令和４年特定月日の業務災害について、開示請求人が審査請求人として特定労働基準監督長に提出し、令和６年特定月日付けで不支給決定となった労災請求に係る調査復命書及び添付資料一式

別表

1 文書番号及び文書名	2 不開示維持部分		3 通番	4 2 欄のうち開示すべき部分
	該当部分	法 7 8 条 1 項 各号該当号		
1 請求人提出資料等	1 頁、3 頁 署名、印影	2 号	1	全て
2 聴取書	① 1 頁ないし 2 4 頁、2 6 頁ないし 3 5 頁 聴取内容	2 号、7 号柱書き	2	－
	② 1 頁ないし 5 頁、8 頁ないし 1 1 頁、1 3 頁ないし 1 7 頁、1 9 頁ないし 2 3 頁、3 0 頁ないし 3 4 頁 印影	2 号	3	－

- (注) 1 当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。
 2 2 欄の「該当部分」欄の記載は、当審査会事務局において整理した。
 3 諮問庁が新たに開示することとしている以下の部分を含まない。

1 文書番号及び文書名	2 諮問庁が新たに開示することとしている部分
2 聴取書	③ 1 頁、7 頁、8 頁、1 3 頁、1 9 頁、2 6 頁ないし 2 8 頁、3 0 頁 「年」、「月」、「日」、「(歳)」の文字